

第3部 ドイツ

②研究及び学術後継者

③知識・技術移転

④大学計画

⑤予算

⑥施設・設備

⑦中央施設

○教員養成委員会

○中央施設

○クラトリウム

学則により設置可

学外者により構成

大学の支援

○女性問題担当官

学部 (Fachbereiche)

○学部長

○学修担当部長

○学部会議

○教育研究施設

○教育研究支援施設

○共同委員会

管理 (Verwaltung)

○事務総長

統轄機関が候補者を指名し、評議会が提案

教育学術文化芸術相により任命

2-4. 国・州の大学政策の策定と実行のシステム

連邦の憲法に相当する基本法 (Grundgesetz) が定める連邦と州の権限配分に従い、連邦が高等教育大綱法において高等教育制度の一般的原則を規定し、これに従い、各州の高等教育法が詳細を規定するシステムとなっている。大学教員の給与に関して、官吏 (Beamte) である大学教員については連邦が連邦俸給法 (Bundesbesoldungsgesetz) を制定し、大学教員の服務に関して、官吏である大学教員については、連邦が大綱規定として官吏大綱法 (Beamtenrechtsrahmengesetz) を定めている。

大学政策の策定および実行については、連邦で共通する総合的な大学政策の原案は、一般に、学術協議会、各州文部大臣会議での決議や勧告等に盛り込まれ、各州政府がこれらの決議・勧告

等をそれぞれの大学政策において具体化する。

大学政策のうち、施設の新設・拡充については、その財政措置を含めて、各州と連邦が共同で大綱計画を立てる。計画は概ね、各州の申請をもとに学術協議会が勧告を作成し、大学建設計画委員会で調整・決定される。

個別の大学における計画は、州の政策の枠内で各大学が決定する。

2-4-1. 連邦と各州の権限配分およびその法的根拠

連邦と各州の権限配分について、連邦の憲法に相当する基本法は、「国家的権能の行使及び国家的任務の遂行は、この基本法が別段の定めをなさず、または許さない限り、州の仕事である」(第30条)と規定している。従って、基本法が、連邦が権能を行使する事項として規定している以外の事項については、州の権限であり、責任とされている。

教育に関して、基本法において連邦の権限とは明示されておらず、原則的に州の権限とされる。しかし同時に基本法は、高等教育の大綱立法を連邦の任務と規定していることから、高等教育については、連邦法である高等教育大綱法(1976年施行)が連邦全体の高等教育に共通の枠組みを与え、各州はこの高等教育大綱法の枠内で各州の高等教育法を制定する。

2-4-1-1. 連邦の役割と権限

基本法は、連邦の立法権を以下のように配分している。

- ①「連邦の専属的立法」：連邦のみが立法権を有する
- ②「競合的立法」：州が立法したのと同じ事項について連邦が立法すると州法は効力を失い、また連邦が立法した事項と同じ事項について州は立法することができない
- ③「大綱的立法」：連邦が大綱について立法し、細目規定は各州の立法に委ねる

連邦は、教育及び学術に関して専属的立法権を有さないが、競合的立法と大綱的立法において次の権限を有する。

○競合的立法

- ・学校外職業教育(基本法第74条11号及び12号)
- ・奨学金に関する規定(同第74条13号)
- ・教員を含む官吏(Beamte)の給与(同第74a条)

○大綱的立法

- ・高等教育制度の一般的原則(同第75条)

このほか、1969年の基本法改正により、連邦全体にとって必要な事業であって州の負担とするには巨額の費用を要するものについて連邦が援助するという趣旨から、連邦と州の共同任務が規定された。具体的には、高等教育機関の拡充及び新設に際しての各州への協力(基本法第91a条)、教育計画並びに全国的な意義を有する学術研究の施設及び計画の振興に関する各州との協力(同第91b条)が定められている。

2-4-1-2. 州の役割と権限

州は、連邦が定める高等教育大綱法に基づき、州の高等教育法を制定するとともに、高等教育機関（大学、高等専門学校）を設置し、その維持・管理を行う。具体的には以下の権限・役割を有する。

- 高等教育法の制定
- 各高等教育機関の学則、学位授与のための試験規程、その他重要規程の認可
- 高等教育機関の人事、予算執行に関する監督
- 高等教育機関の経費の負担
- 州官吏である教員に適用する州官吏法の制定
- 州官吏である教員の人件費の負担

2-4-1-3. 教育行政機関

連邦政府では、連邦教育研究省（Bundesministerium für Bildung und Forschung, BMBF）が教育関連事項をほぼ一元的に所管している。

州はそれぞれ教育行政を担当する省を有する（名称は教育学術文化省など多様である）。また、一つの省が所管するとは限らず、初等中等教育所管、高等教育・学術所管の二つの省に分けている州もある。なお、各州が策定する教育政策について最低限の共通の枠組みを確保するため、各州文部大臣会議が設けられ、教育政策の調整を行っている。

2-4-2. 個別事項に関する一般的枠組みの設定

2-4-2-1. 教員の任用

任用の形態・条件・任期の有無は、教員の種類により異なる。

高等教育大綱法は、教授の服務法上の地位について、「教授は、官吏関係に任用される場合には、期限付き官吏又は終身官吏（Beamte auf Zeit oder auf Lebenszeit）として任命される。この場合、法律によって、試用期間（Probezeit）を経過しなければならない旨、定めることができる。」

（第46条）と規定している。従来、「終身官吏又は期限付き官吏（Beamte auf Lebenszeit oder auf Zeit）として任命される」と規定されていたのが、1998年8月に「期限付き官吏又は終身官吏として任命される」と改正されたものである。これは、将来、最初に教授に任用される場合はほとんどが期限付きとなることの政治的シグナルであるとされる。

また、教授の任用条件として、高等教育機関での学修修了、教育上の適性、博士論文（Promotion）の水準によって証明される特別な学術上の活動能力又は芸術的活動能力、5年以上の職業実践（ただしそのうち最低3年間は高等教育機関外）などが規定されている（高等教育大綱法第44条）。

採用にあたって、教授は公募され、学内昇進は一般に行われず。具体的採用手続きについては、州又は大学レベルで規定されている。通常、学部会議の下に招聘委員会が設けられ、応募者の中から3名を学部会議に推薦する。推薦者リストは学部会議の議決、評議会の議決を経て、州の所管大臣に提出され、大臣は候補者リストの中から1名を決定する。大臣は、候補者リストを

大学に差し戻し、新たなリストの提出を求めることも可能である。

なお、2002年の高等教育大綱法改正により、準教授（Juniorprofessor）の職の新設、上級助手等の職の廃止、教授の任用条件の一つとされてきた大学教授資格の廃止、従来原則として禁止されてきた学内昇進の一部緩和などが規定されている。

2-4-2-2. 教員給与および身分

大学は、ほとんどが州立であるが、州立大学の教員は公務員である。公務員の身分は、公法上の勤務・忠誠関係にある官吏（Beamte）、私法上の労働契約に基づく雇員（Angestellte）等に分かれているが、大学教員の多くは官吏の身分である。

官吏である大学教員については、連邦俸給法（Bundesbesoldungsgesetz）が適用される。

2-4-2-3. 授業料

高等教育は原則無償であり、基本的に授業料は徴収されていない。しかし近年、一部の州は学生負担金を設けている（4. 学生納付金と奨学金を参照）。

2-4-2-4. 学生定員および大学施設の新設・拡充に関する大綱計画

1969年以来、施設空間面での収容力の拡大は、連邦と各州との共同任務として推進されてきたが、人員体制面での収容力の拡大は各州の単独責任とされている。

施設空間面における収容力からみた学生定員の算定基準としては、専攻領域別の学生一人当たりの基準面積及び面積当たりの基準経費が定められている。大学建設計画の策定に際し、各州が大学建設計画委員会に新設・拡充の計画を申請し、学術協議会が勧告を作成、この勧告に基づき、同委員会が計画について審議し、全体の調整を図りながら、大綱計画を策定する。この大綱計画が各州の予算案に盛り込まれ、州議会の承認を得て、決定される。そのほか、人員体制面から見た学生定員の算定の基準としては、収容力規程（Kapazitätsverordnung）を基準とする州が多いと見られる。

2-4-3. 提言・勧告・決議等を行う機関

2-4-3-1. 学術協議会（Wissenschaftsrat）

学術協議会は、1957年に連邦と各州の行政協定（5年毎に更新）により設置された。その任務は、①高等教育機関、学術、研究の内容的・構造的発展に関して勧告すること、②連邦、州、各州文部大臣会議などの求めに応じて、高等教育・学術研究の発展に関する問題について見解を表明すること、③大学建設助成法に基づき、毎年、高等教育の新設及び拡充に関する大綱計画に関して勧告することなどである。

同協議会は、学術委員会と行政委員会とから構成される。学術委員会の委員は32名であるが、そのうち24名はドイツ研究協会、マックス・プランク協会、大学学長会議等の共同提案により選出され、8名は連邦政府と各州政府の推薦により選出される。また、行政委員会の委員は22名で

あり、そのうち16名は各州政府代表（州の学術担当大臣）、6名は連邦政府代表である。

同協議会の勧告は、学術委員会と行政委員会とでまず別々に審議され、次に両委員会の合同の総会で決議される。決議に際して、学術委員会の委員32名はそれぞれ1票を投じ（計32票）、行政委員会の委員については、各州代表16名が各1票で16票を、連邦政府代表6名が同じく16票を投じる（計32票）。

2-4-3-2. 各州文部大臣会議 (Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder, KMK)

各州文部大臣会議は、各州間の教育政策・制度の違いを調整し、共通性を確保するための機関として重要な役割を果たしている。

同会議は、各州間の行政協定に基づく機関である。総会は、16州の教育・学術・文化担当大臣をメンバーとし、諸問題の調整を図るための勧告や決議を行っている。総会決議では、各州が1票ずつ投票するが、決議は全会一致を必要とする。ただし、総会での決議や勧告自体は法的拘束力を持たず、各州がそれに基づく法令を制定して初めて拘束力を有する。

また、同会議は、個別の問題を取り扱うために、分野毎に常設委員会を設置している。現在、学校委員会、高等教育委員会、国際委員会、EU委員会、行政委員会、スポーツ委員会、芸術委員会、継続教育委員会の8つの委員会が活動している。これらの委員会は必要に応じて更に特定のテーマについて時限的に小委員会、研究グループ、プロジェクト委員会を設置できることになっており、職業教育、外国人生徒などに関する小委員会が設けられている。

2-4-3-3. 大学建設計画委員会 (Planungsausschuß für den Hochschulbau)

附属病院を含む大学の施設と拡充は連邦と州の共同任務となっているが、これを実施するために、大学建設助成法に基づき、大学建設計画委員会が設置された。同委員会は、連邦教育研究大臣を委員長に、連邦財務大臣、各州の学術担当大臣から構成され、高等教育機関の規模・立地・専門領域などに関する均衡のとれた発展を図るために、4年毎の建設・助成計画を作成し、これを連邦と各州に提示している。基本的に、具体的建設・設置経費、当該年とそれ以降に必要なとされる財政計画が示され、実施が確定した建設・設置経費の半分を連邦が、残り半分を当該の州が負担する仕組みとなっている。

2-4-3-4. 連邦・各州教育計画・研究助成委員会 (Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung und Forschungsförderung, BLK)

同委員会は、連邦と各州の共同任務としての教育計画について定めた基本法第91b条に基づき、1970年に連邦と各州の行政協定により設立された。当初、連邦・各州教育計画委員会という名称であったが、1975年に研究助成について連邦と各州が協定を結び、共同の研究助成の実施が新たな任務として加わったことにより、現在の名称となった。

同委員会は、教育計画については、教育制度全体の調和的発展のための長期的大綱プランの準備などを任務とし、1973年に「教育総合計画」を策定したが、その後教育改革の議論が下火とな

るとともに、その活動は沈滞し、1983年には教育の長期的大綱プランの準備という任務を断念した。

2-5. 国・州（政府・議会）による大学管理

2-5-1. 大学の設立・廃止、組織の改廃

州立大学の設立および廃止は、「国家の組織権力」(staatliche Organisationsgewalt) に属している。設立が法律の留保を受ける限りは、その廃止も法律の留保の支配下に置かれる。これは大学の本質的な改革、とくに総合大学を高等専門学校に改変、あるいは総合大学を専門高等教育機関に縮小する場合に、同様に適用される。これに対して、名称だけを変更、あるいは大規模大学の1学部ないし複数の学部を閉鎖もしくは他大学に移管する場合には、国家の組織権力の対象にならない。当該大学は存続を要求することはできない。しかし廃止によって、基本法第5条3項に保障された自治行政権 (Selbstverwaltungsrecht) が侵害されることになるため、大学の廃止が実施されるのは基本法に応じた場合のみである。なお、大学の廃止に伴う教員の異動は妨げられるものではない (高等教育大綱法第50条)。

HRG 第50条 服務法上の特別規定

- (2) 官吏の身分を有する大学教員は、本人の同意を得た上でのみ派遣し、又は転任させることができる。他の高等教育機関における同等の官職への派遣及び転任については、当該教員が勤務する高等教育機関若しくは学内施設が廃止、若しくは他の高等教育機関に統合される場合、又は当該教員が勤務する学修の部局若しくは専攻課程が全面的に若しくは一部が廃止、若しくは他の高等教育機関に移管される場合には、当該教員の同意を得なくても行うことが認められる；この場合、当該教員の任用にあたって受入れ高等教育機関又は学内施設が行うことのできる協力は、意見の聴取に限られる。

2-5-2. 大学・法人人事への関与

高等教育大綱法は、大学教員の招聘について規定している。

教授の招聘権は、各州の所轄機関 (学術担当省) が有する。教授は公募され、大学が作成する3名の候補者名簿の中から、大臣が1名を任命する。

2-5-3. 目標・計画設定と実施・評価システム

改正前の高等教育大綱法では、高等教育改革は大学と国の所轄機関との共同課題とされ、学修と研究の計画設定は大学の協力によることが規定されていた (旧第4条)。だが、この規定は1998年の第4次改正で削除された。

従来、大学に対するコントロール機能を果たしてきたのは、国の監督である。州は、法規監督と法規監督以外の監督 (いわゆる専門監督) を行う。法規監督は大学のすべての活動について合法性の観点から、専門監督は人事、経営、予算、財務の管理等について合目的性・経済性の観点から監督を行うものである。

1998年に改正された高等教育大綱法は、研究・教育の評価の実施を明文化している(第6条)。これにより大学自らが目標・計画設定を行い、その達成状況を評価されるシステムが徐々に浸透していくと考えられる。各州では現在、評価の体制、組織整備の作業が進められている。

HRG 第59条 監督

州は、法規監督(Rechtsaufsicht)を行う。法規監督の手段については、法律によってこれを定める。高等教育機関が国の任務を遂行する場合には、法律によって法規監督以外の監督について定めるものとする。

HRG 第6条 研究、教育、学術後継者の育成、ならびに男女同権の評価

研究と教育、学術後継者の育成、ならびに男女同権の実現における大学の活動は、定期的に評価されるべきである。教育の質の評価に際しては、学生が参加することができる。評価の結果は公表されるべきである。